



3.組織づくりの方法

(1) 自主防災組織というための要件



自主防災組織は、地域の住民が組織結成に合意し、規約、組織、活動内容を定めることで成立します。

市町役場や消防署に、許可申請や届出などの手続きを行う必要はありません。しかし、防災活動を行うには、市町や消防機関との連携が必要なため、市町役場や消防署に組織の結成を知らせておくことは必要です。

(2) 適正な組織の規模

自主防災組織は、地理的条件、生活環境などから見て、地域として一体性を有する大きさが最も効果的に活動できる規模とされています。

そのため、自主防災組織の多くは、町内会や自治会、小学校の校区ごとに結成されています。



(3) 具体的な結成の手順

自主防災組織を結成する方法としては、大きく次の2つの方法があります。

1

町内会や自治会など
既存の組織を
活用して結成する方法

2

既存の組織と
関係なく、新たに
メンバーを集めて
結成する方法

【市町役場へ積極的に相談を】

自主防災組織を結成しようと意欲を持ったとしても、具体的にどうしていいかわからないという声がよく聞かれます。このような時は、お住まいの市町役場の防災担当窓口にご相談してください。

町内会や自治会を活用して結成する方法を例として、結成の具体的な手順を紹介します。

START

自主防災組織の結成について、町内会や自治会に提案する。



結成準備を行う担当者を決める。

(防災活動の経験がある人を選ぶのが望ましい)



自主防災組織の基本的な事項について案をまとめる。

組織のかたちの決定
組織の編成案の作成
役員の人選

規約案の作成
活動計画案の作成
収支見込み



役員会でよく話し合い、よりよい案に修正する。



役員会で案の了承を得る。



町内会や自治会の総会で、討議、可決する。



自主防災組織の結成

